



2021年1月18日

お客さまへ

株式会社大東銀行
オリックス銀行株式会社

遺言代用信託「つなぐ、エール」取り扱い開始 ～高齢化社会の資産承継ニーズに対応、相続への備えを100万円から～

株式会社大東銀行（本社：福島県郡山市、社長：鈴木 孝雄）とオリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：錦織 雄一）は、信託契約代理店の業務委託契約を締結しました。大東銀行は、1月25日より、オリックス銀行の提供する遺言代用信託「つなぐ、エール」の取り扱いを開始しますのでお知らせします。



遺言代用信託とは、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする商品です。

本商品は申込人に相続が発生した際に、最短5営業日で受取人に金銭をお渡しすることが可能です。葬儀費用などの急なお支払いや残されたご家族の生活などに備えることができます。お預かりした金銭はオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年1回、予定配当率に応じた配当金をお支払いします。無料で中途解約ができるため、急なご計画の変更にも対応できます。

福島県の高齢化率^{※1}は、2019年時点の31.5%から2045年には44.2%に達すると見込まれており^{※2}、高齢化社会の進展に伴う世代間の資産承継が課題となっています。地域密着型の対面営業に強みを持つ大東銀行と、インターネットを中心に運営を行い、特徴のある信託商品を提供するオリックス銀行の相互の強みを生かし、高齢化社会における円滑な資産承継をサポートします。

大東銀行とオリックス銀行は、今後も、高齢化に伴い変化するお客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスの提供に努めてまいります。

※1 総人口に占める65歳以上の人口の割合。

※2 出典：内閣府「令和2年版高齢社会白書」

以上

■ 商品概要

商品名	つなぐ、エール
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する20歳以上の個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100万円以上3,000万円以下(100万円単位) (ただし、お客さまが保有する金融資産の1/3までの金額)
信託期間	信託設定から信託終了まで最長30年
受取人	推定相続人
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・管理報酬はかかりません ・運用報酬は、毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額(信託元本に対して年0.01%から3.00%の範囲内)です
申込手数料	申込金額の1%(税別)
中途解約	全部解約のみ可能(ただし、前回計算期日の翌日以降の収益配当なし)
取扱店舗	大東銀行 57店舗

